

江東区監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項、江東区監査基準（令和2年4月1日江東区監査委員訓令甲第1号）第18条の規定に基づき、令和4年度第2回定期財務監査の結果に対し、江東区長から措置の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和4年12月15日

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 江東区監査委員 | 松 | 土 | 英 | 男 |
| 同 | 藏 | 田 | 朝 | 彦 |
| 同 | 中 | 嶋 | 雅 | 樹 |
| 同 | 白 | 岩 | 忠 | 夫 |

令和4年度第2回定期財務監査 指摘事項措置報告書

[政策経営部 情報システム課]

情報システム課では、庁内 LAN やインターネット環境に関わるシステムなど様々な保守・改修等の業務を事業者に委託しているが、契約書に付された「個人情報の取扱いに関する特記条項」には再委託を禁止する旨が明記されているにもかかわらず再委託している事例や、業務の一部を再委託することが可能とされている契約において、同特記条項に定める誓約書や各種届書等が再委託先から適切に徴取されていない事例等が散見された。

また、同課は平成 28 年度から平成 30 年度までの定期監査において、同特記条項の取扱いに関して毎年度注意を受けてきたほか、令和元年度には指摘事項とされている。その後の措置については「管理方法を見直し、チェックリストを作成し、ダブルチェックを行うことで、管理の徹底を図る。」と報告されているが、今回指摘事項となった事実を鑑みると、改善が図られているとは言い難く、誠に遺憾である。

同課は、全庁に対して、情報セキュリティ実施手順の順守について指導している立場にあることも踏まえ、自らの管理する情報についても厳格に取り扱う必要がある。同課が取り扱うすべての委託事業の契約条項が実態に即した適切なものになっているかを含めて総点検し、確実な再発防止策を講じられたい。

指摘事項

令和元年度の定期監査における指摘事項を受けて、個人情報の取り扱いに関する特記条項に定める誓約書や各種届出等の徴取における管理方法を見直し、管理の徹底を図るとしていたにもかかわらず、今般、同様な不適切な事案があり再度指摘を受けるに至った。原因については、職員の異動に伴い、管理方法の引き継ぎが適切になされていなかったことにある。また、担当職員が事務量の増加により、契約事務において確認が不十分となり、誓約書や各種届出等の徴取漏れや、再委託可能な契約案件であるのに、再委託を禁止する個人情報の取り扱いに関する特記条項を添付するなど誤った事務処理をしていたことに起因する。

今後、このような事態を引き起こさないよう、以下のとおり、管理方法を再度見直し、再発防止を図る。

1 令和4年度契約の全件について、再委託の要否等安全管理対策が実態に即した適切なものとなっているか、また、誓約書・各種届出等の徴取漏れがないかについて、総点検を実施する。

2 情報システム課全係は、課共通の契約案件チェックリストを用いたダブルチェックの徹底に加えて、さらに、情報システム課長によるチェックを行う管理方法に改める。また、各係長については、人事異動時の事務引継文書に契約案件チェックリストを用いたダブルチェックの徹底を盛り込む。

3 年度当初及び準備契約時期前などの機会を捉え、毎月実施する課内全職員が参加する全体会議において、委託事業の契約条項が実態に即した適切なものとなるよう職員に対し、確実な事務執行を行うよう指導する。

令和4年度第2回定期財務監査 指摘事項措置報告書

[こども未来部 保育課]

以下に示す保育園の敷地については、いずれも東京都より賃借しており、賃料は3ヶ月毎に年4回定められた支払期限までに、請求に基づいて支払う旨の契約となっている。

| 保育園名 | 4月～6月分賃料 (3ヶ月分) | 請求書(納入通知書) の日付 |
|--------------|--------------------|-------------------|
| 太陽の子森下三丁目保育園 | 274,538円 | 令和3年4月21日 |
| タムスわんぱく保育園木場 | 343,771円 | 令和3年4月21日 |
| 小名木川保育園 | 2,710,570円 | 令和3年4月22日 |

同契約に基づく令和3年4月から6月分の賃料(3ヶ月分)の請求書については、保育課からの報告によると同年4月26日頃までには同課に到達し、支払期限は同契約に基づき同年5月31日とされていたが、支払期限に余裕のある他の請求書類と混同し、支払期限を過ぎるまで存在に気が付かなかった。

その結果、同賃料は支払期限から11日を過ぎて支払われたため、同契約に基づいて年14.6%で算定した延滞金14,619円が発生した。

本件指摘事項は、本来支出する必要のない延滞金を支出することで、区に損害を生じさせたものであり、区政に対する区民の信頼を損ねるものである。

また、同課は平成29年度の定期監査報告書においても賃借料の支払い遅延による延滞金が35,489円発生していたこと等について指摘事項となっている。その後の措置については「年間を通して執行事務手続きの漏れがないようスケジュール管理を徹底し、適正な事務処理を行う。」と報告されているが、今回指摘事項となった事実に鑑みると、十分な改善が図られているとは言い難い。

今後は、会計処理にあたって遅滞や遺漏が生じないように、課内におけるチェック体制を総点検し、確実な再発防止策を講じられたい。

指摘事項

措置事項

- ・ 本件指摘事項を踏まえ、職員に聞き取りを行い、同様な事例は他に発生していないことを確認した。
- ・ 本件指摘事項については、担当者が請求書について支払期限に余裕のある他の請求書類と混同して保管したため、支払期限を過ぎるまで存在に気が付かなかったことに加え、それについて係内でチェックする体制が不十分であったことが原因であると考えている。
- ・ 平成 29 年度に同様の事例が発生した際の対応として、年間を通して執行手続きの漏れがないようスケジュール管理を徹底する旨の報告を行っているものの徹底できていなかったことを踏まえ、以下のとおり事務処理手順を見直す。
 - ① 郵便や交換便は到着後速やかに開封し請求書の処理期限を確認のうえ、処理期限の早いものから順に整理をして保管する。
 - ② 支払いを確認するためのチェックシートを改良し、請求書の「到達」から「支払の確認」までの各処理の進捗を確認することができるような様式とする。
 - ③ 上記②を定期的に係長が確認する体制とする。